

○総務省告示第二百九十三号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、埼玉県熊谷市と行田市との境界を次のとおり変更する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、令和五年十月一日からその効力を生ずるものとする。

令和五年八月二十五日

総務大臣 松本 剛明

熊谷市に編入する区域

行田市大字小敷田字竹町二四八、二四九の一、二四九の四、二四九の五、二五〇の一、二五〇の二、二五〇の三の一部、二六〇の一、二六〇の二、二六〇の三の一部、二六一の一部、二六二の一部、二六二の二の一部、二六三の一部、二六四の一部、字道下三六六の一、三六六の二、三六七、三六八の一、三六八の二、三七〇の一、三七〇の二、三七一の一の一部、三七二の一から三七二の三まで、字高根四八二から四八四まで、四八五の一から四八五の四まで、四八六の一、四八六の四、四八六の五、四八六の口、四八七の一、四八七の二、四八八の一、四八八の二、四八八の四、四八九の二、四九〇の一から四九〇の四まで、四九一の一、四九一の二、四九二の一、四九二の二、四九三の一、四九五の五の一部、四九五の六、四九六の一、五二三の五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字竹町二九七、字稲荷町三四九の二、三五〇の地先の水路である公有地の一部

行田市に編入する区域

熊谷市池上字鶴巻一から五まで、六の一の一部、七の一から七の四まで、一〇の一の一部、一〇の二の一部、一一、一二の一の一部、一二の二の一部、一三の一の一部、一三の二の一部、一四の二、一五の一、一五の二、一六の一の一部、一六の二の一部、一七、一八の一部、一九の一部、八四の一の一部、八四の四の一部、八五の一の一部、八五の四の一部、八六の四の一部、字向釜二四五の一部、二四七の一の一部、二四七の二、二四七の三の一部、二五三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字鶴巻六の一、六の二、八の一、八の二の地先の水路である公有地の一部、行田市大字小敷田字竹町二九七に隣接する水路である公有地の一部、字道下三六六の一、三七二の一の地先の水路である公有地の一部隣接する水路である公有地の全部、字道下三六六の一、三七二の一の地先の水路である公有地の一部